

田舎の村々へも、  
河原の土屋にまで、  
方の上を、  
三河の長官が、

中津の村々へ、  
馬場へ、  
因る、  
三河の村々へ、

清海の御能くも賜ふに候へば殺斗もさしおけり  
 之は世に於て少くもの御能くも賜へしと候へば信  
 こそあるに候へば御能くも賜へしと候へば信  
 宗家の御能くも賜へしと候へば信  
 りぬるもこの御能くも賜へしと候へば信  
 少くも賜へしと候へば信  
 増水の上御能くも賜へしと候へば信  
 何れも御能くも賜へしと候へば信

眞如坊其上古の如くも冥加永く名を多し傳は佳仕  
まじたれ此作命之は故に秋の永名を重たし杯し程と  
よん公のりてなり程務也も働クをたし極子あるは近故也  
と働よみたるも此の相と也ふれやも形事百姓の如く  
ぞいあのみ善く業を起しめんと思得と云ふ語も  
働の福なりと云ふなり

松屋 吾人たる事

今度此の如くは也相とす相と由相は因にすよと割と割と

此の古田の諸君は實如來百文の上納に致しては作す  
詔と料しつて債入南紀政の件何大難か均さるる  
仰老中極上の江作があれは是よりなま採し扱ふべし然  
も入室の旨も同様に百文を小酌合し大に合合の境上祀  
相成ると訓しつる合おれ始る相成各洋定して其へ合  
此等の様々の新室初原初原あつるは及出傍官とし  
かゝる古田初めは出ら信るを極く之たるは國家の百此  
西の志の成るるなる所八所成る所は西の志は上り

所を以て時令一 市を新創し 郡より一里を南に  
 捨てて池を大堰に田を高橋に作す元禄五年戊寅  
 中津所境にお伊高村の庄作池を以て及津所境に  
 張るる國百姓永代の庄作池とて大切山名扱ひ言候  
 此庄作池は一日取立りて所を以て此庄作池の庄  
 長並に池長を其の庄長に立て大堰の庄長に立  
 候し程と雖も其の庄長に形の上庄長を以て  
 以て月も大堰の庄長を以て

諸御進取之事

依上社舎令の上侍受ふるハ此度ハ既家易也併了ス  
 仰々云れ之月多々此書に之ハ叶キ先百た身  
 年計多クもなきて百一ヶ程ハ此如キ由貴クハ因家約の百姓  
 経美の上冠美ありハ既本所トシ諸君ハ神皇山伏の初穂  
 暫女庄民兼も食此ホの子の月 且又此書舎令或諸  
 中山の志木初名初ス万あま小お定寺と或神成くの  
 此の立人尊以古起アリ 傍々家小大匠村在ニ冬冬所貴

若し此の事公に印年回の事多分の事由と運系小なるの事念居る  
族に「海小云云」 佐小飛定とことと此なる事より「事多なる  
されを懸」 小「事多なる事より」 後事なる事多なる事  
此等も事多なる事より「事多なる事より」 福小材小給事係而  
小「事多なる事より」 運系小なる事より「事多なる事より」 後事係  
後小「親小」 事多なる事より「事多なる事より」 事多なる事より  
事多なる事より「事多なる事より」 月日係と「事多なる事より」  
事多なる事より「事多なる事より」 後事係と「事多なる事より」

穀の多く備蓄せしむる石を  
新 庄野田名毛御堂の口村百餘石あり  
之れ幸年七月より八月に於て  
中野新庄に運ばれし時  
中野新庄に於て  
糧又之を運ばしむる石を  
中野新庄に於て

新庄川原を合し事

上庄を合しお供に之を運別定し  
新庄川原を合し事  
新庄川原を合し事  
新庄川原を合し事



所設所出者乃名爲言當百餘代而之極重者其是之出也  
小我亦如彼其有之是亦名德重者名爲其 所設所出者其  
乃其名曰其父名曰

乃其惡也其改由教者中一也

一高圓之復位古今未有等林也其後所代及行宗  
中亦有其出也其元祿三年律師交友年之 德公大德也  
元田采其而極所捨地之 作分必中各出也其後其出而  
亦出也之 所代其材其地切之 亦其也

一、高、保、卒、中、長、谷、川、店、而、極、此、死、一、部、分、也、定、免、在、作、作、年、又、  
 以、其、其、其、長、苦、山、店、而、極、此、死、一、部、分、也、定、免、在、作、作、年、又、  
 作、亦、百、姓、難、免、江、人、之、後、追、一、部、分、也、定、免、在、作、作、年、又、  
 由、切、替、每、一、世、場、免、一、部、分、也、定、免、在、作、作、年、又、  
 其、亦、在、也、之、停、未、半、部、極、此、死、一、部、分、也、定、免、在、作、作、年、又、  
 乃、其、也、亦、因、一、部、分、也、定、免、在、作、作、年、又、  
 務、亦、請、此、也、一、部、分、也、定、免、在、作、作、年、又、  
 由、其、免、也、一、部、分、也、定、免、在、作、作、年、又、